

# 社会福祉法人大希福祉会 定款細則 (案)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人大希福祉会（以下「法人」という。）定款第四二条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 評議員会

### (招集権者)

第2条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

### (招集の手続)

第3条 評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の1週間前までに、各評議員に対して招集通知を発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

### (出席の有無の届出)

第4条 評議員は、評議員会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届け出なければならない。

### (議長)

第5条 評議員会に議長を置く。議長は開催の都度、出席した評議員の互選で決めるものとする。

### (出席状況の報告)

第6条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に評議員の出席の状況を評議員会に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

### (定足数)

第7条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(役員等の出席)

- 第8条 理事長及び業務執行理事(以下「理事長等」という。)は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。
- 2 評議員会は、必要に応じて、前各項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(議題の付議)

- 第9条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 2 議長は、定款第15条第4項に規定する場合を除き、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事長等の報告又は説明)

- 第10条 議長は、議題付議の宣告後、理事長等に対し、当該議題事項について報告又は説明を求めるものとする。この場合、理事長等は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。
- 2 社会福祉法第45条の8第4項(準用一般法人法第184条)の規定による評議員提案に関する場合にあっては、議長は、当該評議員に議案の説明を、理事長等又は監事に対しては、当該評議員の提案に対する意見を求めるものとする。

(説明義務者)

- 第11条 評議員からの業務執行に関する質問については、理事長等が説明を行うものとする。
- 2 評議員からの監事業務に関する質問については、各監事が説明を行うものとする。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができるものとする。
- 3 理事長等は、議長の許可を得て、評議員個々からの質問について、補助者に説明させることができるものとする。

(一括説明)

- 第12条 理事長等又は監事は、評議員からの質問に対して、一括して説明することができる。

(説明の拒絶)

- 第13条 理事長等又は監事は、質問が次の事由に該当するときは、説明を拒絶することができる。
- (1)質問事項が、評議員会の目的事項に關しないものであるとき。
- (2)説明するために調査をすることが必要であるとき。
- (3)説明をすることによりこの法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵

- 害することとなるとき。
- (4) 質問が重複するとき。
- (5) その他正当な理由があるとき。

(決議)

- 第14条 評議員の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わることできない。

(決議の省略)

- 第15条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。
- 2 前項の電磁的記録とは、社会福祉法施行規則第 条に定められたものとする。

(採決の方法)

- 第16条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決を行うものとする。
- 2 議長は、一括して付議した議題については、一括して採決を行うことができる。ただし、理事又は監事を選任する議案について採決を行うときは、候補者ごとに採決を行うものとする。
- 3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によっても行うことができる。ただし、前項のただし書きの場合は、挙手によるものとする。
- 4 議長は、採決に先立って議題、議案、自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は、採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。
- 5 議長は、採決が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。

(閉会)

- 第17条 議長は、すべての議事を終了したとき又は日を改めての開催が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

- 第18条 評議員会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が記名押印をしなければならない。

3 前項の議事録は、会議の日から 10 年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければなければならない。

(議事録の配布)

第 19 条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

(表委員の報酬等)

第 20 条 評議員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 評議員の報酬額は、評議員会の決議を得て理事長が定める。
- 3 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を得て理事長が定める。

### 第3章 理事会

(議決事項)

第 21 条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 予算、決算、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分及び担保提供
- (5) 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案
- (6) 施設長の任免、その他重要な人事
- (7) 金銭の借入
- (8) 借入金の償還計画の変更
- (9) 法人・施設（事業所）の運営に関する規則の制定及び変更
- (10) 建設工事請負や物品納入等の契約事務（「予定価格が 1 件 250 万円を超える工事又は製造の請負契約事務」、「予定価格が 1 件 160 万円を超える食料品・物品等の買入れに係る契約事務」及び「予定価格が 1 件 100 万円を超える前記以外の契約事務」）、その他重要な契約事務
- (11) 建設工事請負や物品納入等の契約締結（「契約額が 1 件 250 万円を超える工事又は製造の請負契約締結」、「契約額が 1 件 160 万円を超える食料品・物品等の買入れに係る契約締結」及び「契約額が 1 件 100 万円を超える前記以外の契約締結」）、その他重要な契約締結
- (12) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備に限る。）の処分
- (13) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価額が 1 件 500 万円以上のものの処分

- (14) 寄附金の募集に関する事項
- (15) 合併、解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (16) 新たな事業の経営又は受託
- (17) 社会福祉事業に関する許認可申請等
- (18) 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項についての理事長職務代理者の選任
- (19) その他、法人の業務に関する重要事項

(報告事項)

第22条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 法人定款第二四条の規定により理事長が専決した事項
- (4) その他、役員から報告を求められた事項

(理事会)

第23条 理事会は、定例会と臨時会とに分けて、理事長が招集する。

2 定例会の時期及び審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 5月理事会
    - ア 前年度の決算報告及び事業実績報告
    - イ その他、第2条及び第3条に規定する事項
  - (2) 12月理事会
    - ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更
    - イ その他、第2条及び第3条に規定する事項
  - (3) 3月理事会
    - ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更
    - イ 翌年度の予算及び事業計画
    - ウ その他、第2条及び第3条に規定する事項
- 3 臨時会は、理事長が必要と認めるとき、または、各理事より理事会の開催請求があつたときに、理事長が招集する。

(理事会の招集)

第24条 理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日の7日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案及び報告案件の内容が記載されたものとする。

(関係者の出席)

第25条 議長は、必要があると認めるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議長の議決権)

- 第26条 理事会における単純多数決（過半数で決定）要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。したがって、理事会は、過半数を超える出席数に1名を加えた出席数が議決に要する最小必要数となることに留意するものとする。
- 2 理事会における特別多数決（3分の2以上で決定）要件の議案については、議長は最初から議決権行使するものとする。

(議事録)

- 第27条 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会終了後速やかに議事録を作成するものとする。
- 2 議長は、議事録の正確を期すため適當と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。
- 3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付し、袋とじ等して保存するものとする。

(欠席理事への報告)

- 第28条 理事長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

(理事の報酬等)

- 第29条 理事には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。
- 2 理事の報酬額は、評議員会の決議を得て理事長が定める。
- 3 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を得て理事長が定める。

## 第4章 監事

(監査の実施)

- 第30条 法人定款第一八条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を理事長が作成した後、速やかに（毎年5月末までの決算理事会の前日までに）実施するものとする。
- 2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、隨時必要な時期に監査を実施することができる。
- 3 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

(監査報告書)

- 第31条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印の上、理事長に提出すると

もに、理事会等で報告するものとする。

(監事の報酬等)

- 第32条 監事には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。
- 2 監事の報酬額は、評議員会の決議を得て理事長が定める。
  - 3 監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を得て理事長が定める。

(理事会出席の義務)

- 第33条 監事は、理事会への出席義務がある。ただし、当日不測の事態が生じた場合は、監事は、事不在のまま理事会が開催された場合でも理事会は成立するので、欠席する場合は、その旨理事長に連絡をすることで差し支えない。

## 第5章 役員の選任

(選任手続き)

- 第34条 理事長は、役員の任期満了直前の評議員会までに、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。
- 2 理事長は、選考に当たり、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に身分証明書、宣誓書及び履歴書を徴するものとする。ただし、重任となる役員にあっては身分証明書の提出を省略することができる。
  - 3 理事長は、評議員会において選任された役員に対し委嘱状を交付するものとする。
  - 4 委嘱状を交付された役員は、任期開始日前までに就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

- 第35条 役員は、やむを得ない事由により任期の中途で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

- 第36条 役員の欠員補充については、第12条の規定を準用する。

(役員名簿)

- 第37条 理事長は、役員選任後、速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

## 第6章 事務の専決

### (事務の専決)

第38条 理事長又は施設長が専決することのできる事項は、別表1のとおりとする。

### (専決の報告)

第39条 第3条の規定のほか、施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

### (変更等)

第40条 この細則を変更しようとするときは、理事会及び評議員会の議決を得なければならぬ。

### 附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

<別表1>

I 理事長専決事項

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員（臨時職員を除く。）の任免に関するここと  
2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関するここと  
3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの  

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- 4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの  

なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- 5 建設工事請負や物品納入等の契約事務に関するここと（「予定価格が1件100万円を超え250万円以下の工事又は製造の請負契約事務」、「予定価格が1件100万円を超え160万円以下の食料品・物品等の買入れに係る契約事務」）  

なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- 6 建設工事請負や物品納入等の契約締結に関するここと（「契約額が1件100万円を超え250万円以下の工事又は製造の請負契約締結」、「契約額が1件100万円を超え160万円以下の食料品・物品等の買入れに係る契約締結」）  

なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- 7 災害・故障等を原因とする緊急的な対応を要する契約締結に関するここと  
ただし、軽微なものに限る。
- 8 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で、予算計上されていない1件160万円以下のもの  

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- 9 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価額が1件500万円未満のものの処分に関するここと  

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- 10 予算上の予備費の支出
- 11 入所者・利用者の日常の処遇に関するここと
- 12 入所者の預り金の日常の管理に関するここと
- 13 寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- 14 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関するここと
- 15 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関するここと
- 16 施設長の扶養手当、通勤手当、住宅手当等の認定及び支給額の決定に関するここと
- 17 職員の昇給・昇格に関するここと
- 18 各種証明書の交付に関するここと（定例又は軽微な事項は除く。）
- 19 行政官庁からの照会に関するここと（定例又は軽微な事項は除く。）

## II 施設長専決事項

- 1 所属職員の旅行命令及び復命に関すること
- 2 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること
- 3 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること
- 4 臨時職員の任免に関すること
- 5 所属職員の扶養手当、通勤手当、住宅手当等の認定及び支給額の決定に関すること
- 6 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びに予算計上されている予定価格が1件100万円以下の契約事務に関すること
- 7 予算計上されている契約額が1件100万円以下の契約締結に関すること
- 8 収入（寄附金を除く。）事務に関すること
- 9 各種証明書の交付に関すること（定例又は軽微な事項に限る。）
- 10 行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽微な事項に限る。）
- 11 その他定例又は軽微な事項